

東広島市監査公表第 1 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、東広島市長から令和 5 年度定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和 6 年 5 月 31 日

東広島市監査委員 重 河 格
同 五 丁 和 夫
同 坂 元 百 合 子

定期監査の監査結果に基づく措置について

1 監査の対象

対象部局等	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
生活環境部 環境先進都市推進課	令和 6 年 3 月 28 日 (東広監委第 38 号)	令和 6 年 5 月 7 日 (東広市生第 37 号)
生涯学習部 文化課	令和 6 年 3 月 28 日 (東広監委第 38 号)	令和 6 年 4 月 26 日 (東広教文第 39 号)

2 監査の実施期間

令和 5 年 10 月 13 日から令和 6 年 3 月 21 日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

(1) 生活環境部 環境先進都市推進課

監 査 の 結 果 (指 摘 事 項)	措 置 の 内 容
1 所管部局が行う公の施設の指定管理に係る事務 令和 4 年度指定管理料を増額するに当たり、年度別協定書のみを変更し、基本協定書に定める指定管理料の上限額を変更していなかった。 所管部局は、制度所管課が示すガイドライン等に基づき、適正な事務処理に改められたい。	基本協定書の変更については、指定管理者に事情説明を行い、令和 6 年 1 月 19 日に事後処理により変更協定を締結した。 また、「指定管理者制度活用のためのガイドライン」の確認や、協定に係る文書フォルダ内に関係文書ファイルを保存し、再発防止策を講じた。

2 所管部局が行う公の施設の指定管理に係る事務 ひがしひろしま聖苑で発生した給水管の漏水について、発覚から修繕まで時間を要したことにより、多額の水道料金を指定管理料で負担していた。 所管部局は、施設の適正な管理に向け、指定管理者に対し必要な指導を行われたい。	修繕の対応については、指定管理者からの報告後、対応方針を決定し、その後の進捗状況等について情報共有し、逐次必要な対応を協議するなど、解決に向け協力していく。
--	---

(2) 生涯学習部 文化課

監 査 の 結 果 (指 摘 事 項)	措 置 の 内 容
1 指定管理者が行う協定等に基づく義務の履行 市有備品である楽器について、貸出状況を把握していないものがあった。また、指定管理業務において購入した市有備品を一覧表に記録していなかった。 基本協定等に基づき、適正な事務に改められたい。	指定管理者に対し、市有備品である楽器の貸出状況の把握、並びに指定管理業務において購入した市有備品の記録を確実に行うよう指示し、市と指定管理者で情報共有の徹底を図り、再発防止策を講じるとともに、基本協定書等に基づく適切な事務処理に改めるよう、指導した。